

重要なお知らせ

◎技能検定手数料の納入方法の統一について

令和5年度前期から、受検手数料の納入方法が銀行振込のみの取扱いに統一されました。これに伴い、振込先の口座も変更となり、以前までお使いいただいていた郵便払込票（当協会専用）は使用できませんのでご注意ください。

詳しくは3ページ【2】“(3) 受検手数料（申請者全員）の納入方法等”に記載がございますので、ご不便をおかけいたしますが、お間違いのないようにお願いします。

◎実技試験受検手数料の一部軽減措置の変更について

令和6年度前期から、実技試験受検手数料の一部軽減措置が変更されました。

今年度からは、軽減措置の対象は3級のみです。（その他の等級は対象外）軽減対象者は、23歳未満の方です。

※具体的に、令和6年度後期の軽減対象者は平成13年4月2日以降に生まれた方で、次の①又は②のいずれかに該当する方です。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等

また、軽減措置は以下の二通りで、それぞれ受検手数料が異なります。

- (1) 雇用保険被保険者
- (2) 雇用保険被保険者以外

軽減対象者の実技試験受検手数料は8、9ページをご覧ください、申請の際は必ずご確認のうえ、誤りのないようお願いいたします。

◎必ずお読みください

- ① 受検申請手続きは、受付の混雑する受付最終日近くを避けて、なるべく早めに提出してください。
- ② 学科・実技の両方の免除を受ける方は、6～9ページに掲げる検定職種以外の職種（作業）についても受付期間内に申請ができます。
- ③ 申請書を受理した後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも受検手数料はお返しできませんのでご了承ください。
- ④ 受検申請者が著しく少ない場合の実技試験のとりやめ、及び設備等の関係による実技試験受検者数の制限などの場合は、受検手数料を返却いたします。なお、受検手数料の返還の詳細については、当協会ホームページにて『受検手数料返還基準』として掲載しています。
- ⑤ 同時に2作業以上申請したい場合は、必ず試験日の情報を事前に当協会へご確認ください。（事前の連絡をいただけない場合、実技試験日が重なり受検できなくなる恐れがあります）